

記載要領等	特定農地所有適格法人に対する貸付特例適用農地等についての使用貸借による権利の設定に関する届出書
-------	---

《使用目的》

この届出書は、所得税法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 21 号）附則（以下「法附則」といいます。）第 55 条第 5 項の規定により特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定をした借受代替農地等に係る貸付特例適用農地等についての賃借権等の存続期間が満了し、当該特定農地所有適格法人に対し当該貸付特例適用農地等であった農地等の全てについて使用貸借による権利の設定をした場合又は法附則第 55 条第 5 項の規定により特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定をした借受代替農地等に係る貸付特例適用農地等についての賃借権等を解約し、当該特定農地所有適格法人に対し当該貸付特例適用農地等であった農地等の全てについて使用貸借による権利の設定をした場合に、その旨を税務署長に届け出るときに使用してください。

《提出期限》

この届出書の提出期限は、貸付特例適用農地等に係る賃借権等の存続期間満了の日又は賃借権等を中途解約により消滅させた日から 2 か月を経過する日までに特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利を設定し、その設定をした日から 2 か月を経過する日までです（提出期限までに提出しなかった場合には、その贈与税の納税猶予税額の全部又は一部について納税猶予の期限が確定します。）。

《記載要領等》

- 1 この届出書を提出するときは、別紙「貸付特例適用農地等であった農地等について使用貸借による権利の設定をした農地等の明細書」を必ず提出してください。
- 2 法附則第 55 条第 5 項の規定により特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定をした借受代替農地等に係る貸付特例適用農地等についての賃借権等の存続期間が満了し、当該特定農地所有適格法人に対し当該貸付特例適用農地等であった農地等の全てについて使用貸借による権利の設定をした場合には、別紙「貸付特例適用農地等であった農地等に係る借受代替農地等の明細書」を必ず提出してください。
- 3 法附則第 55 条第 5 項の規定により特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定をした借受代替農地等に係る貸付特例適用農地等についての賃借権等を解約し、当該特定農地所有適格法人に対し当該貸付特例適用農地等であった農地等の全てについて使用貸借による権利の設定をした場合には、特定農地所有適格法人に対して行われた使用貸借による権利の設定に係る契約書の写しその他の書類で当該設定が行われたことを明らかにするものの他に、貸付特例適用農地等の全てについて賃借権等が解約されたこと及び当該解約年月日が明らかになるものも併せて提出しなければなりません。